

大田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第8号

大田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

大田市児童手当事務処理規則（平成24年大田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「備える帳簿等」を「記録・管理すべき情報」に、同条第1号中「受給者台帳」を「受給者情報」に、同条第2号中「関係書類返戻・保留カード」を「関係書類返戻・保留情報」に、同条第3号中「受給資格調査員証交付簿」を「受給資格調査員証交付情報」に、同条第4号中「父母指定者管理台帳」を「父母指定者管理情報」に改める。

第11条第1項中「受けたとき」の次に「又は省令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたとき」を加え、同項第1号及び第2号中「記載事項等」を「記載事項又は公募等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）により確認した情報等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。